

●香川県告示第69号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成21年2月10日から同月24日まで北浦漁業協同組合において縦覧に供する。

平成21年2月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

小豆郡土庄町馬越甲317番地1 谷口 猛

小豆郡土庄町馬越甲160番地1 白句 正幸

小豆郡土庄町小海甲498番地3 木下 治

2 加入区の名称

北浦加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

北浦漁業協同組合